

川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎の指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 和楽会（川崎市高津区千年141-2）
(2) 指定期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	ア 特別養護老人ホーム事業 イ 短期入所生活介護事業 ウ 通所介護事業 エ 居宅介護支援事業 オ 老人介護支援センター（地域包括支援センターの業務の一部として実施）

2 検証結果

項目	検証
1 最適な公共サービスの手法の選択	
(1) 最適な公共サービス提供主体の選択	
① 法制度上の必要性	① 老人福祉法第15条並びに介護保険法第70条及び第86条の規定によって、公機関、民間法人とに関わらず、サービスの提供主体となることができる。したがって、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理者制度の活用も可能である。
② サービスの制度趣旨や社会状況	② 介護保険制度の趣旨は、介護保険法第1条の目的にもあるとおり、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等によって要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を維持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うとされている。社会状況としては、社会福祉法人の運営が可能となっているため、民間手法を取り入れた質の高いサービス提供がなされている。
③ サービスの質を担保する仕組みの存在	③ 介護保険法第76条の規定によって、都道府県知事及び市町村長は事業所への立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査する権限を有している。また、情報公表制度や利用者からの苦情等を処理及び審査する仕組みも構築されていることから、サービス提供主体が公機関、民間法人と関わらず、サービスの質を担保する仕組みは確保されている。
(2) 効率的な運営手法の検討	
① 市民満足度の高いサービス提供	① 指定管理者である法人は、居宅介護支援事業所及び通所介護事業については、平成14年度から第三者サービス評価を受けており、特別養護老人ホームについては、平成20年度から同評価を受けていることから、利用者に対するサービス内容を客観的に把握することに努めていると言える。
② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保	② 被保険者が要介護状態となり、在宅での生活が困難となった場合の安心として特別養護老人ホームの必要性は高く、また、入居を希望される方が多いことから施設運営の継続性は非常に高いものとなっている。安定的なサービス提供については、業務の性質に沿った協定書を作成し、毎年の事業報告を確認することで、適切なサービス提供の確保ができ、公正性や公平性の確保を図りながら、質の高いサービス提供を維持することができた。また、利用者の入居に関して入居判定委員会などで公平な入居選考を担保した。但し、施設の運営には一定程度の正規職員の雇用が必要となるため、指定管理期間の終了とともに雇用を解除することは難しいという課題がある。
③ 効率的、効果的な運用の確保	③ 被保険者の様々なニーズに対して、民間法人が各種サービス提供において蓄積したノウハウや専門性を、自由かつ柔軟な発想で業務運営に発揮したことで、効率的、効果的なサービス提供を行うことができた。具体的には、人材育成に力を入れており、結果、職員の質の維持・向上を図ることでサービスの質の維持に努めており、効果的な運用を心がけていると言える。

